

春野商工会報

発行：春野商工会 高知市春野町西分55番地 TEL：088-894-2146 FAX：088-894-2461

第63回 通常総会 開催

令和5年5月19日、ホテルSg-harunoにて、令和5年度第63回春野商工会通常総会が開催されました。

総会には、134名（委任状を含む）が出席し、以下の議案が審議され、全ての議案が原案通り議決・承認されました。

第1号議案 令和4年度事業報告書及び収支決算書、貸借対照表並びに財産目録の承認に関する件

第2号議案 令和5年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）の承認に関する件

第3号議案 運営規約の一部改正（案）に関する件

第4号議案 特別会計の承認に関する件 令和4年度労働保険事務組合春野商工会収支決算書・貸借対照表及び令和5年度収支予算書（案）について

第5号議案 労働保険事務組合春野商工会事務処理規約の一部改正（案）に関する件
続いて、報告事項として以下の事項が報告されました。
報告第1号 令和4年度収支

更正予算専決処分報告に関する件
報告第2号 令和4年度アンケート調査結果に関する件
報告第3号 桜の公園進捗状況・清掃活動に関する件

その他、次第外の報告事項として春野商工会女性部長の細木日出子氏より、令和5年度の女性部活動である使用済切手の回収事業への協力依頼が報告されました。

続いて来賓紹介が行われ、来賓を代表して高知県議会議員久保博道様よりご祝辞をたまわりました。



第1号議案で紹介された伴走型小規模事業者支援推進事業来店型店舗PR番組 プチっとはるの

第35回はるのあじさいまつり開催

春野町あじさいまつり実行委員会

第35回はるのあじさいまつりが令和5年6月4日に開催されました。

昨年はコロナ対策の為、あじさいウォーク参加者を150名に限定した開催でしたが、本年は梅雨晴れの恵まれた天候の中、大人・子供合わせて計287名のウォーク参加がありました。メイン会場の旧春野庁舎前広場では、春野高校生による季節の花苗販売、春野中学校吹奏楽部の演奏、春野町内の事業者による出店の他、土佐春野あじさい太鼓による演奏及び体験、絵を聴くおえかき体験、あじさいみどころバスツアーなどで賑わいました。

あじさいフォトコンテストは6月30日に受付を終了し、現在審査中です。今後、入賞者を招聘した表彰式を開催する予定です。審査結果は後日、商工会ホームページ内、はるのあじさいまつりのページ等でお知らせいたします。
以上のように、盛会裏にあじさいまつりを開催すること



開式の挨拶
(春野町あじさいまつり実行委員会 西込浩一 会長)

ができました。ご協力いただきましたました商工会会員の皆様、関係各所の皆様には改めて御礼申し上げます。また、ウォークやフォトコンテスト参加賞などの景品や会場設営にご協力いただきました事業者さま、ボランティアスタッフがの皆様、誠にありがとうございました。

事務局といたしましたも、春野中学校・春野高校・地域自治会・町内事業者など春野地域のひととの繋がりを紡ぐ第35回あじさいまつりは大変有意義なものとなりました。

た。引き続き皆様のご理解とご支援の程よろしくお願ひします。
 春野町あじさいまつり実行委員会
 (事務局春野商工会)



商工会青年部の皆様

ウォーク受付の様子



あじさいウォーク先導の様子



土佐春野あじさい太鼓の演奏

商工会がおすすめするクラウド会計
MA・1 利用者様の声

『令和4年4月に開業し、秋山でオーダーメイドケーキを販売しております。開業までは会社員として働いていたので、新しく覚えることばかりで、確定申告に向けて自分で帳面を作成できるのか不安でした。縁あつて商工会に加入することとなり、勧められたMA・1を利用して令和4年度の申告を完了することができました。』

記帳にあたっては、ネットバンキングやクレジットカードのデータを自動取込していますが、売上と経費の振替は、帳面を理解するために敢えて手入力をしています。職員の方と話をしながら、自分のやりやすい方法で記帳できるようにしてもらえて助かっています。また、商工会と画面共有しながら自宅でも指導を受けることができるところも重宝しています。

『今後も相談をしながら、自分にあつた方法で適切な会計を目指したいと思ひます。』
 (Sweets Studio Kura 野本 和子様の声)

クラウド会計ソフト **MA1**
 商工会エディション

業・個人事業に対応した会計ソフトです。工事台帳機能も搭載されており、建設業、不動産業、製造業、小売業、など幅広くご利用いただけます。MA・1についてのご質問は、春野商工会までお気軽にお問合せください。

【春野商工会 ☎ 088-894-2146】

労災保険・雇用保険
労災保険の成立手続きはお済みですか？

労働保険とは、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険とを総称した言葉です。
 ○労災保険：業務上の事由又は通勤による労働者の負傷・疾病・障害又は死亡に対して労働者やその遺族のために、必要な保険給付を行う制度です。また、労災保険においては保険給付のほかに、労働福祉事業を行っています。雇用形態に関わらず、労働者を1人でも雇用している事業所は労災保険に強制的に加入する必要があります。

○雇用保険：労働者が失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図ると共に、再就職を促進するため必要な給付を行う制度です。また、失業の予防、労働者の能力の開発や向上等、労働福祉の増進を図るための事業も行っています。31日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であり、1週間の所定労働時間が20時間以上である場合、加入の必要があります。

これら労働保険の保険料は、その年度分を概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上、精算することとなっています。これを年度更新といひます。

春野商工会には、厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合がございます。先述の年度更新事務のほか、その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務を承っております。事務委託のメリットは、事務処理の省力化の他、通常では労働保険に加入することができない事業主や家族従事者の方でも、労災保険に特別加入できること、労働保険料の額に関わらず保険料の納付を3回に分割できることです。労働保険についてご質問がある方は春野商工会まで、お気軽にお問合せください。

【春野商工会 ☎ 088-894-2146】

